

周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正（案）

パブリック・コメント実施要項

施策の案の名称	周南市開発行為等の許可の基準に関する条例
実施の目的	周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正（案）について、広く市民のみなさんの声を聴くため
担当部署	都市整備部建築指導課開発指導担当
施策の案及び関連資料	(1) 「周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正（案）」（概要） (2) 「周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正（案）」（全文）
閲覧方法及び閲覧場所	(1) 市ホームページ (2) 都市整備部建築指導課（本庁3階） (3) 本庁1階情報閲覧コーナー・各総合支所情報公開窓口
閲覧できる時間	(2)から(3)まで 市役所開庁日の8時30分から17時15分まで
意見提出期間	令和3年9月8日（水曜日）から同年10月8日（金曜日）まで
意見提出先及び提出方法	(1) 都市整備部建築指導課への書面提出 (2) 郵送による提出 【送付先住所】〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市役所 都市整備部建築指導課開発指導担当 (3) ファックスによる提出 【ファックス番号】0834-22-3707 (4) 電子メールによる提出 【メールアドレス】kenchikushid@city.shunan.lg.jp ※電話では受け付けできませんのでご了承ください。なお、何らかの事情により文書でのご意見の提出が困難な場合には、お問い合わせください。
意見を提出できる方	(1) 周南市にお住まいの方 (2) 周南市内の事務所又は事業所に勤務されている方 (3) 周南市内の学校に在学されている方 (4) 周南市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団

	体
意見を提出する際に必要となる記載事項	<p>(1) 施策の案の名称</p> <p>(2) 施策の案に対する意見</p> <p>(3) 住所（法人その他の団体は所在地）</p> <p>(4) 氏名（法人その他の団体は名称及び代表者名）</p> <p>(5) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）</p> <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。</p> <p>（意見を提出する際の必要記載事項が記載してあれば、自由な形式で提出いただいても構いません。）</p>
提出された意見及び市の考え方の公表方法	<p>(1) 提出された意見を十分検討して、周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正案の策定に関する意思決定を行います。</p> <p>(2) 前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び市の機関の考え方並びに案を修正したときはその修正内容を公表します。</p> <p>ただし、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除きます。</p> <p>(3) 公表方法については、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法、場所で公表します。</p> <p>(4) 公表時期は、令和3年11月以降を予定しています。</p> <p>※ 住所、氏名などの個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、公表しません。</p> <p>※ 意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。</p>
委任	この要項に定めるもののほか、パブリック・コメントの実施に関して必要な事項については、市長が別に定めます。
実施時期	この要項は、令和3年9月8日から実施します。
問い合わせ先	<p>〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1</p> <p>周南市役所都市整備部建築指導課開発指導担当</p> <p>電話 0834-22-8411 FAX 0834-22-3707</p>